

郵政改革に対する基本的な考え方

2010年10月8日

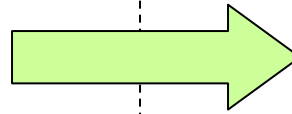
全国銀行協会

1. 郵便貯金事業が担う役割の変化と見直しの必要性

経済成長期における郵貯事業の役割

<時代背景>

- ・民間金融機関が未発達な状況
- ・産業振興資金の不足
- ・社会インフラの未整備



<郵貯の役割>

簡易で確実な少額貯蓄手段の提供
(昭和22年施行の郵便貯金法により規定)

財政投融资制度を通じた資金供給
(資金調達機能の担い手)

① 民間金融機関の店舗ネットワークの充実、預金保険制度等の整備

② 財投改革(2001/4)による、旧資金運用部への全額預託義務の廃止

郵貯事業の現状と見直しの必要性

- ・郵貯がこれまで担ってきた制度目的・役割は乏しくなる一方、**資金規模の肥大化**や、**官業による金融仲介**が様々な弊害を招来。

⇒ 郵政改革において、郵貯事業を見直す本来の目的は、こうした弊害を是正すること。

2. 郵便貯金事業が抱える本質的な問題

「資金規模の肥大化」が引起こす弊害

■ 制御困難な金利リスクが巨大化（金融システムの安定性阻害、国民負担発生懸念）

- ・ 定額貯金による資金調達と国債運用偏重に伴う金利リスクが、資金規模の肥大化に伴い巨大化。
- ・ 上記のような巨大な金利リスクを抱える郵貯事業が経営不安に陥り、当該リスクが顕在化すれば、金融システムの健全性が脅かされる他、巨額の国民負担に繋がるおそれ。

（バーゼルⅡの銀行勘定の金利リスクにおけるアウトライヤー比率：ゆうちょ銀行 **24.15%**、主要行等平均 **7.96%**）

[2010年3月末時点]

■ 効率的な金融市場の形成を阻害

- ・ 巨額の資金が市場の埒外にある郵貯に集まるという仕組みは、効率的な資金の流れを遮断し、日本経済に悪影響を与えるおそれ。
- ・ 圧倒的な資金規模を背景に、公的主体である郵貯が、運用・調達双方のマーケットでプライスリーダーとなり、市場における健全な価格形成を阻害する懸念。

（名目GDPに占める郵貯シェア：**36.9%** [英国 6.8%]、国債等に占める郵貯シェア：**18.7%**）

[2010年3月末時点]

■ 「暗黙の政府保証」がもたらす民間金融機関との不公正な競争条件

- ・ 政府出資を背景とした「暗黙の政府保証」の存在は、資金調達やそれを原資とする貸出業務において、他の民間金融機関に対する競争条件の不均衡をもたらす懸念。

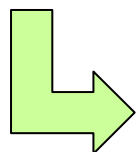
（2010年2月以降、「暗黙の政府保証」の存在に言及した新聞：日経、朝日、読売、毎日、産経等）

「官業による金融仲介」が引起こす弊害

3. 郵政改革の望ましい方向性

◆「肥大化した資金規模」が引起こす弊害の是正

- ・ 現在の巨大な規模は、自らの行動が市場に大きな影響を及ぼすことから、もはや適切なリスクコントロールが困難であり、責任を持って自主運用できる規模を超過。



「規模の縮小」を図ることが不可欠

(ex) 定額貯金の新規受入を停止し、既存分の満期償還金を国債・投信に振り向けなど

◆「官業による金融仲介」が引起こす弊害の是正

＜郵貯事業の経営形態＞

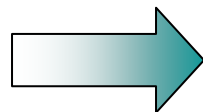
官業を維持する場合



＜郵貯事業のあるべき姿＞

- ・ **民業補完の徹底**（一定の預入限度額の設定、シビルミニマムなユニバーサルサービスの提供など）

民営化を実施する場合



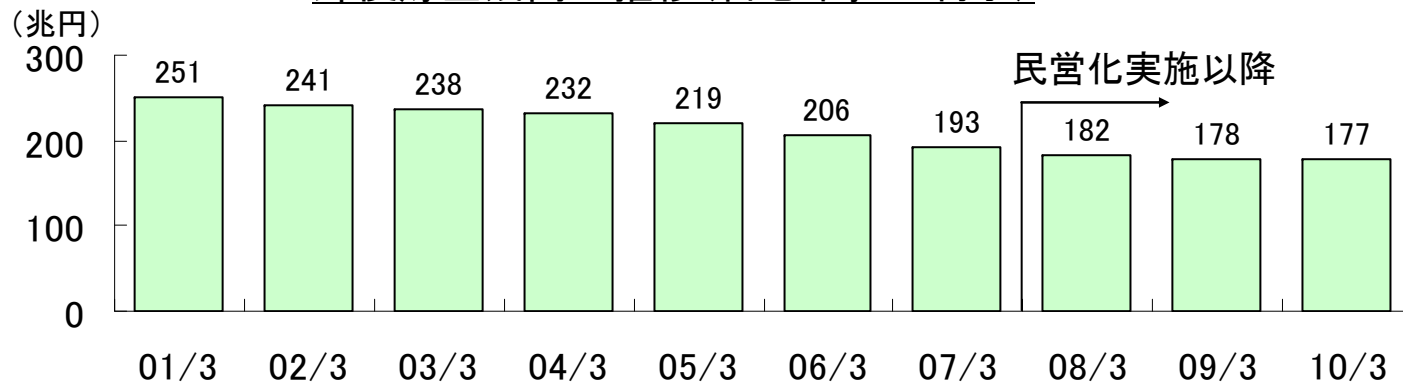
- ・ 民間金融機関との**公正な競争条件の確保**
- ・ 移行期間中の一定の業務制限

4. 郵政民営化に対する現時点での評価

◆ 規模縮小

- 郵便貯金残高は、民営化以降も引き続き減少傾向にはあるものの、そのペースは大幅に鈍化。
⇒ 規模縮小に向けた取組みは、郵便貯金事業の自主性に委ねるだけでは不十分であり、何らかの具体策の作成を促すことが必要。

郵便貯金残高の推移(含む未払い利子)



◆ 公正な競争条件の確保

- 昨年12月に郵政株式売却凍結法が成立し、完全民営化の実現は不透明な状況。
⇒ 政府による間接出資が恒久的に残存する場合、民間金融機関との公正な競争条件の確保は困難であり、新たな業務範囲等の拡大は認めるべきではない。

5. 今般の郵政改革に対する全銀協の主張

■ 郵便貯金事業の規模縮小

- ・ 現行の預入限度額を少なくとも維持、もしくは限度額を引下げる方向で見直し
- ・ 郵便貯金の規模縮小を円滑に実現するための具体的プランの策定

■ 郵便貯金事業の経営形態について、官／民の区分の明確化

- ・ 仮に、一定の政府関与を残存させる場合には、郵政改革法等において「少額貯蓄手段の提供」「民業補完」を明記し、官業としての目的・位置づけを明確に規定すべき

■ 金融分野におけるユニバーサルサービスの必要性の検討

- ・ 金融のユニバーサルサービスの必要性については、社会的要請の強度と社会的負担の大きさを十分に考慮した上で、公的関与のあり方を含め、慎重に検討すべき

■ 三事業の分離・独立（リスク遮断措置）

- ・ 預金者保護等の観点から、郵政三事業が一体的に運営される場合にも、引き続き、郵便貯金事業は他の事業から厳格に分離・独立させる等、三事業間の適切なリスク遮断が担保される仕組みが必要

■ ガバナンスに関する体制整備

- ・ 民間金融機関と同等の監督・検査を維持、内部管理・コンプライアンス態勢の更なる充実・強化

(参考) 政府・与党による郵政改革の問題点

恒久的な政府関与の残存 ⇒ 官業としての位置づけを維持

＜官業＞

特別な役割
(市場原理に委ねては実現不可)

遂行を担保

一定の政府関与

＜日本郵政グループ＞

郵便・金融に係る
ユニバーサルサービス義務を受託

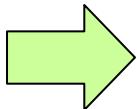
遂行を担保

政府から親会社、親会社から
金融2社への出資比率1/3超

- ・ 当面は100%政府出資を維持
- ・ 将来的には「1/3超政府出資」を標榜するも、実現可能性は不明(含む時期)
- ・ 「1/3超政府出資」が実現しても、主要株主として拒否権行使が可能

◆ 業務範囲の自由度は拡大

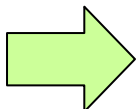
- ・ 一定の政府関与が残存するものの、ゆうちょ銀行の新規業務参入は、「認可制」から「届出制」へ条件緩和



自由な業務範囲拡大が「民業圧迫」に繋がる懸念

◆ 郵貯の再肥大化に繋がる懸念

- ・ 間接的な政府出資の残存(親会社の出資比率が1/3超)
- ・ 預入限度額の引上げ(現行1,000万円 ⇒ 2,000万円)



政府出資を背景に高い信用力を持つ郵貯へ資金シフトが生じる恐れ